

志布志市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月4日

志布志市代表監査委員 嶋 戸 貞 治

1 監査を実施した監査委員名

嶋 戸 貞 治

鶴 迫 京 子

2 監査の目的及び種類

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次に掲げるものについて行うもの

- (1) 市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (2) 市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (3) 市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の概要

(1) 監査の期日

令和6年7月8日から令和7年1月17日まで

(2) 監査の対象

対象課等名	実施日
教育委員会事務局松山分室	令和6年7月8日
松山支所産業建設課	令和6年7月8日及び令和7年1月17日
松山支所総務市民課	令和6年7月9日
農業委員会事務局	令和6年7月9日
市民環境課	令和6年7月12日及び令和6年7月19日
税務課	令和6年7月12日
教育委員会事務局有明分室	令和6年7月16日
有明支所地域振興課	令和6年7月16日
情報管理課	令和6年7月16日
会計課	令和6年7月17日
水道課	令和6年7月28日
学校教育課	令和6年8月1日

教育総務課（学校給食センター含む）	令和6年8月1日及び令和7年1月17日
生涯学習課（図書館含む）	令和6年8月9日及び令和7年1月17日
議会事務局	令和6年8月9日
監査委員事務局	令和6年8月9日
志布志支所市民税務課	令和6年10月21日
志布志支所産業建設課	令和6年10月21日
志布志支所福祉保健課	令和6年10月21日
福祉課	令和6年10月22日
保健課	令和6年10月29日
農政畜産課	令和6年10月30日
総務課	令和6年11月27日
選挙管理委員会	令和6年11月27日
総合政策課	令和6年11月28日
コミュニティ推進課	令和6年11月28日
港湾商工課	令和6年11月29日及び令和7年1月17日
建設課	令和7年1月15日
耕地林務課	令和7年1月16日
財務課	令和7年1月17日

(3) 監査の主眼及び方法

監査は、令和6年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

ア 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。

ウ 収入の確保が適正に行われているか。

エ 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。

オ 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認

めた。

補助金等交付事務については、補助内容等の見直しが進められているものの、志布志市補助金等交付要綱（平成 22 年志布志市告示第 24 号）において適切な改正が行われていない事業があった。補助金等交付決定においては、根拠となる規則、要綱等を確認し、補助事業者等の要件を満たしているか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどの審査を十分に行い、適正かつ慎重に手続を行うとともに、補助内容等が要綱上適切に設定されているかを適宜精査し、必要に応じて要綱改正を行われたい。

事務処理においては、電子申請や電子決済の導入などにより、事務の効率化が図られており、今後も市民サービスの向上と事務の更なる効率化を目指すとともに、新たな仕組みに対応した効果的な組織運営に努められたい。

次に各課等における注意事項については、以下のとおりである。今後も改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
教育委員会事務局松山分室	軽微事項のみ
松山支所産業建設課	特になし
松山支所総務市民課	軽微事項のみ
農業委員会事務局	特になし
市民環境課	軽微事項のみ
税務課	特になし
教育委員会事務局有明分室	軽微事項のみ
有明支所地域振興課	軽微事項のみ
情報管理課	特になし
会計課	特になし
水道課	軽微事項のみ
学校教育課	軽微事項のみ
教育総務課（学校給食センター含む）	軽微事項のみ
生涯学習課（図書館含む）	軽微事項のみ
議会事務局	軽微事項のみ
監査委員事務局	特になし
志布志支所市民税務課	軽微事項のみ
志布志支所産業建設課	軽微事項のみ
志布志支所福祉保健課	特になし
福祉課	軽微事項のみ
保健課	軽微事項のみ

農政畜産課	軽微事項のみ
総務課	軽微事項のみ
選挙管理委員会	特になし
総合政策課	軽微事項のみ
コミュニティ推進課	特になし
港湾商工課	軽微事項のみ
建設課	軽微事項のみ
耕地林務課	軽微事項のみ
財務課	軽微事項のみ

(2) 工事施工状況確認の結果及び意見

令和6年度に施工された請負工事の中から、6課25工事（14施工箇所）を抽出し、令和7年1月15日から同月17日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

5 むすび

以上が監査の結果である。

事務処理全般を通して、これまでの注意事項について改善の報告があり、前年度よりも改善が見られた。これは、各課それぞれの取組の成果であるとともに、各事務の所管課より、事務処理に係る要領等が適時周知されたことにより、全庁的に適正で効率的な事務改善が図られたものであると考えられる。

しかし、指摘までは至らない軽微事項については、依然として散見される。業務の複雑化、業務量の増加等に対応していくためにも、各課においては、所管課による通知等を適時確認し、事務の根拠となる法令等を再度確認するなど、業務のチェック体制の強化並びに事務執行の適正化及び効率化に努められたい。